

母子の切れ目ない支援体制構築のために

鳥取県母子保健対策協議会 母子保健対策専門委員会

- 日 時 平成30年3月1日（木） 午後1時40分～午後3時30分
- 場 所 鳥取県健康会館 鳥取市戎町（TV会議）
- 出席者 20人
魚谷会長、中曾協議会長、大野耕委員長
笠木・岡田・瀬川・宇都宮・木本・山根仁各委員
皆川・大野原・井奥・米塚各委員
大城・井田・大野光各委員
鳥取県福祉保健部健康政策課：植木課長、山本課長補佐
 〃 子育て応援課：稲村課長補佐、太田保健師
 〃 子ども発達支援課：中林係長、中村主事
オブザーバー：倉吉市大羽主任保健師、岩美町松本保健師
 伯耆町瀬川保健師、西部総合事務所福祉保健局瀬尾課長補佐
健対協事務局：谷口局長、岩垣係長、神戸主任

【概要】

- ・平成28年の出生数は4,436人で前年より188人減少。合計特殊出生率は1.60（全国1.44）で前年より0.05ポイント減少した。
- ・平成28年度の1歳6か月児健診受診者数は4,594人で受診率は98.8%、3歳児健診受診者数は4,783人で受診率は98.3%であった。

- ・平成28年度新生児聴覚検査実施率は99.2%（前年度98.7%）であった。難聴の確定診断を受けたのは19人（両側難聴9人、一側難聴10人）で、検査実施数（5,299人）の0.4%であった。
- ・本県における人工妊娠中絶実施率は年々減少傾向にあるものの依然高く、対象年齢の

総数割合におけるワースト1位は8年連続となった。ただし、20歳未満の実施率はワースト10位であり、20歳以上の実施率が高い。

- ・母子保健に係る「切れ目ない支援体制」の構築に向け、平成30年度中には県内全市町村に「子育て世代包括支援センター（とっとり版ネウボラ）」が設置される見込み。
- ・平成30年4月より鳥取市保健所が設置され、東部福祉保健事務所は廃止されることを機に、各種検査実施の流れ等の見直し、既存の手引きおよび要綱の改正について協議を行った。

挨拶（要旨）

〈魚谷会長〉

少子高齢化の時代において、将来を担う子ども達を母子共に健康に育てていく為、本県では県をあげて「子育て王国とっとり」を目指しているところであり、本会としても全面的な協力を惜しまないつもりでいる。また、先日出席した日本医師会理事会では、2/18に行われた日本医師会母子保健講習会についての報告の中で、以前鳥取大学で本県の母子保健対策事業に尽力いただいていた小枝達也先生が素晴らしい講演をされたと伺い、大変誇りに感じたところである。本日もいくつか協議事項が用意されているが皆様の活発なご討議をよろしく願います。

〈中曾会長〉

母子保健の会ではいつも鳥取県の出生数、合計特殊出生率の推移を気にしているが、なかなか好転しないようだ。2016年には全国の出生数が100万人を切ったことが話題になったが、昨年も94万人ということで減少の一途を辿っているところである。また、出産する妊婦の年代を見ても15年前位は20歳代で出産された方が2/3以上くらいあったように思うが、昨年のデータでは1/3を割

るという状況になっている。その反面、リスクを抱える高齢出産が増えている状況があるので我々産科を標榜しているところはリスク管理に十分な対応をしないといけないと思っている。

母子保健対策というのは、赤ちゃんや子どもの疾病を早期発見してその対策に手を打つという事も当然必要だが、今日の議題にもあるように母と子どもが良い絆を保つ為の対策を支援していくというのも目的の一つであると思っている。そこで「切れ目のない支援体制の構築」ということで笠木先生と小委員会を設けて今年度は検討会を2回行なっている。その詳細については後ほど笠木先生から報告があると思う。本日はどうぞよろしく願います。

〈大野会長〉

医師会長から少子高齢化の中で母子保健対策が大事だということを仰っていただいたが、少子高齢化で働く人口が少なくなっている時に子どもたちが不登校、引きこもり、あるいは素行障害を起こしたりするようなことをなるべく避けなければいけない。子どもをしっかりスクリーニングすることも大事だが、子どもの問題に加えて家庭の問題も大きな要素を占めることから、母子の切れ目ない支援体制を構築していくことがとても大切なことだと思う。生まれてから成人になっていく過程で切れ目ない支援をすることで不登校、引きこもり、虞犯行為をする子どもたちを出来るだけ少なくできているのでどうかよろしく願います。

報告事項

1. 母子保健指標推移について：

子育て応援課 太田保健師

鳥取県と全国とを比較した母子保健指標の推移によると、平成28年1月～12月の出生者数は4,436人で前年より188人減少した。合計特殊出生率は1.60（全国1.44）で、前年より0.05ポイント減少した。

乳児死亡数は13人で前年より2人減であった。15人の内訳で最も多かったのは周産期に発生した病態によるもので7人であった。

また乳幼児突然死症候群による死亡が2人あり、平成19年に1人報告されて以来の報告であった。

2. 平成28年度市町村母子保健事業実施状況につ

いて：子育て応援課 太田保健師

妊娠届出数（地域保健・健康増進事業報告）は4,386件で前年より208件減少した。満11週以内の届出は3,943件、全体の89.9%（前年91.2%）、分娩後の届出は4件（前年1件）で、届出時期不詳は3件（前年9件）であった。妊婦訪問指導の実人員は121人（前年90人）で年々増加傾向である。

・乳児健康診査受診状況

1歳6ヶ月健診の対象者数は4,650人、受診者数4,594人で受診率は98.8%（前年98.2%）、精密検査対象者は148名、精密検査受診者は120名で受診率は81.1%であった。3歳児健診対象者数は4,868人、受診者数は4,783人、受診率は98.3%（前年98.0%）であった。そのうち精密健診受診者は420人で受診率77.3%であった。

その他、市町村母子保健事業に関して以下の報告があった。

- ① 妊娠届出時の妊婦の喫煙状況は129人（2.9%）で前年より0.4%増加した。同居家族の喫煙状況に関しては1,926人（43.3%）が「喫煙あり」と答え、前年の42.9%から0.4%増加した。
- ② 3歳児健診票の問診項目「子育てをしている時の“育てにくさ”」について、「いつもそう思う」と回答した人は、4,791人中85名で、1.8%（前年1.2%）であった。そのうち1歳6ヶ月健診で何らかの指摘があった方は32名（36.7%）であった。
- ③ 5歳児健診（発達相談）実施結果
4市が対象者を抽出して実施する発達相談

は、相談者数計146人、要精検は55人（37.7%）であった。15町村が全数実施している5歳児健康診査は、受診者1,058人（受診率98.6%）、要精検は76人（7.2%）であった。

なお、平成29年度より湯梨浜町は対象者を全数から抽出方式へ、北栄町は希望者のみへと変更する予定。

3. その他

・新生児聴覚検査実施状況

県内の全分娩取扱産科施設16ヵ所で実施され、県全体実施率は99.2%（前年度98.7%）であった。そのうち難聴の確定診断を受けたのは19人（両側難聴9人、一側難聴10人）で、新生児聴覚検査実施児数（5,299人）の0.4%であった。NICU入院児の検査実施率は99.6%、前年度比0.4%増であった。NICU入院児を除いた検査実施率は99.1%、前年度比0.4%増であった。未実施の理由は、「保護者が希望しない」などであった。

・精密検査実施状況

NICU入院児の難聴児数は両側難聴が2人（高度）、一側難聴が3人（中等度）であった。NICU入院児を除いた難聴児数は、両側難聴が7人（軽度4人、高度3人）、一側難聴が7人（中等度2人、高度3人、精査中2人）であった。

・先天性代謝異常検査及び精密検査状況

平成30年1月末時点でのガスリー検査による精密検査対象者は17人（前年度39人）であった。また、タンデムマス法検査による精密検査対象者は5人（前年度6人）であった。どちらの検査においても年度による精密検査対象者数にばらつきが見られるとのことであった。

・人工妊娠中絶の現状

平成28年度の人工妊娠中絶実施率は20～49歳までの各年齢層別で全国ワースト1位、20歳未満の実施率でワースト10位であった。対象年齢の総数割合では8年連続のワースト1位となっ

ている。

本県の人工妊娠中絶実施率は年々減少傾向にあるが、全国においても同様の傾向であるとのことであった。

協議事項

1. 母子保健にかかる「切れ目ない支援体制」について

妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するための窓口となる「子育て世代包括支援センター（とっとり版ネウボラ）」は、平成30年1月末時点において、17市町村が設置済みであり、平成30年度中にはすべての市町村で設置される見込みである。

妊産婦や乳児が産前産後から切れ目なく支援を受けられる支援体制の構築を目指し、今年度は11月と1月にそれぞれ小委員会を開催した。小委員会の記録は別途会報12月号（750号）、3月号（753号）に掲載済みである。

母子の切れ目ない支援体制につき、来年度に向け、妊娠後のメンタルケア対策として、エジンバラ産後うつ病質問票の実施を主に、生後2週～4週健診実施の検討、および5歳児健診の検証方法について継続協議する予定である。

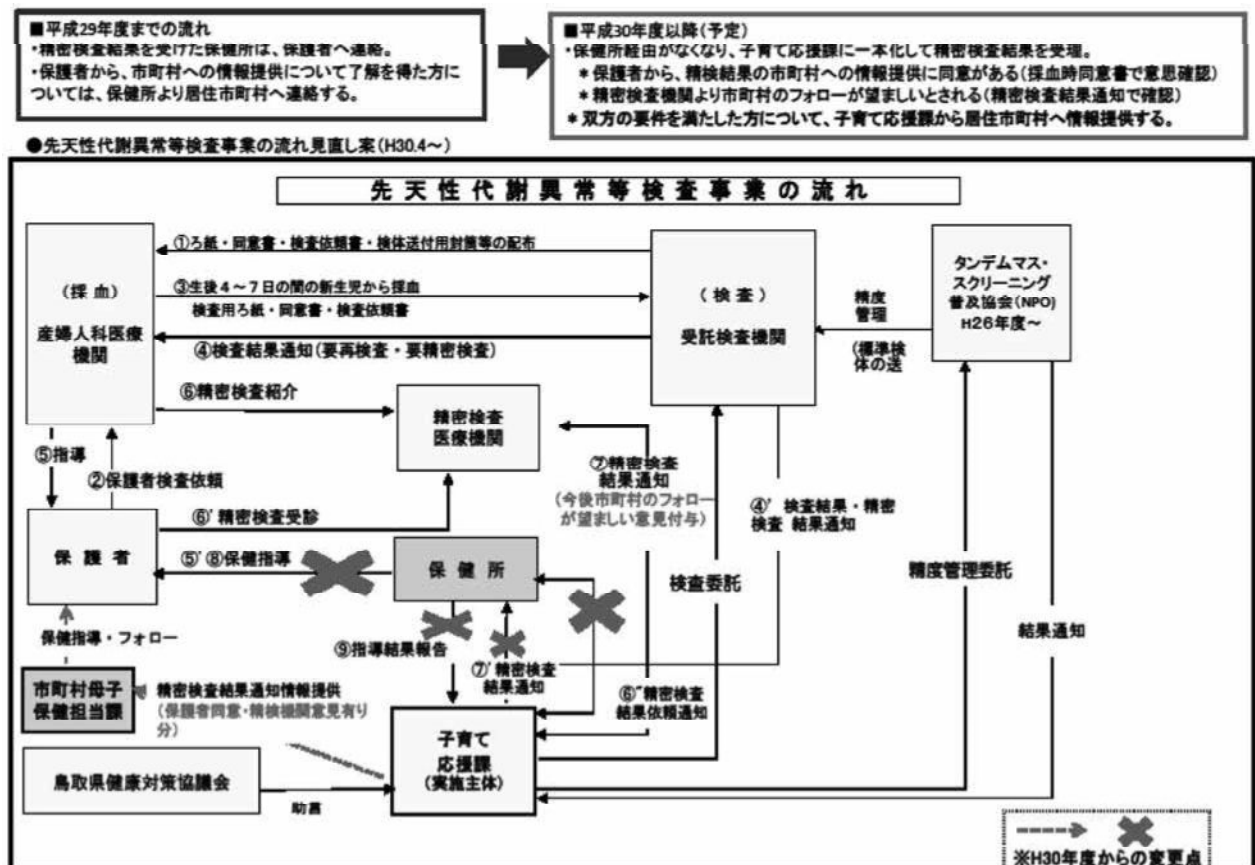
2. 新生児聴覚検査の手引きの改正について

平成30年4月からの鳥取市の中核市への移行により、鳥取市保健所が設置され、東部福祉保健事務所が廃止（東部4町の保健所業務は県から鳥取市に委託）されることに伴い、当該手引きの保健所に係る業務の見直しについて協議した。

3. 先天性代謝異常検査実施要綱の改正について

前項同様、鳥取市保健所の設置および東部福祉保健事務所が廃止に伴う先天性代謝異常等検査の精密検査結果通知後の流れについての見直しを協議した。

鳥取県先天性代謝異常等検査実施要綱の改正について



4. 妊婦健診で把握したB型肝炎キャリア妊婦の支援について

本県はB型肝炎患者が多く、B型肝炎に起因する肝がんの患者数が全国一高いとのデータもあり、重大な健康課題となっている。出産子育てを機に市町村および医療機関等の連携による支援とフォローアップ体制を構築していくこととした。

5. 鳥取県母子保健対策協議会設置要綱の改正について

これまで、母子保健対策協議会が県附属機関で

あるために、委員委嘱に当たって長期在任や重複選任の制限により母子保健に知見の深い専門委員を委嘱することが困難になる等の不具合が生じていた。このような不具合を解消するため、現在の位置づけを見直し、健康対策協議会に業務を一元化すべく、設置要綱の見直しを行った。なお、今回の見直しが従来の委託業務内容や役割等に変更を加えるものではないことを確認した。